### 教職課程に関する自己点検・評価の実施方針

#### 1 趣旨

本学の教職課程の運営にあたっては、当該課程の目的・目標に照らし、教育内容・方法、 学修成果の状況等を検証し、絶えず教育の質の維持・向上に努める必要がある。また、教育 職員免許法施行規則では、第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認 定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評 価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているところである。

本実施方針は、上記を踏まえ、教職課程委員会が行う教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。なお、教育職員免許法施行規則第22条の7に「2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」とあり、本学においては教職課程委員会がその任を担い、自己点検を行う。

# 2. 内容・方法

- (1) 自己点検・評価は、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が示す「教職課程自己点検評価基準」(令和4年度版)を利用し、下表が掲げる基準領域および基準項目ごとに、行うものとする。その際は、本学教職課程の目的・目標に照らして、法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価できる点及び改善を要する点について現状分析及び自己評価を行うとともに、課題がある場合にはその対応等を明らかにする。
- (2) 自己点検・評価は、根拠資料・データ(エビデンス)に基づき行うことを原則とする。このために、全学で実施している「学生による授業評価アンケート」の教職科目に関わるものや「教職課程履修カルテ」など、継続的なデータの把握・蓄積に努め、IR機能を活用する。
- (3) 学内教職員や、全私教協等での情報など、第三者の視点を可能な限り組み入れる。

### (表) 基準領域および基準項目

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み	
基準項目1-1	教職課程教育の目的・目標の共有
基準項目1-2	教職課程に関する組織的工夫
基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	
基準項目2-1	教職を担うべき適切な学生の確保・育成
基準項目2-2	教職へのキャリア支援
基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	
基準項目 3-1	教職課程カリキュラムの編成・実施
基準項目 3-2	実践的指導力育成と地域との連携

# 3. 実施時期

- (1) 教職課程委員会は、恒常的に自己点検・評価に取り組むものとし、当該結果を原則として 3 年毎に報告書としてとりまとめる。
- (2) 実施年度においては、年 2 回  $(6\sim7\ \text{月}\cdot11\sim12\ \text{月})$  の教職課程委員会の定期開催 スケジュールを踏まえ、 $10\ \text{月頃までに自己点検の結果を取りまとめることができる よう、準備を進める。}$

## 4. 実施体制

- (1) 自己点検・評価は、教育学科の教職課程委員が中心となり、他学科の委員、学務部教務課の協力を得て行う。
- (2) 自己点検・評価の結果は、教職課程委員会の審議を経て、全学評価委員会が決定する。

# 5. 結果の取り扱い

- (1) 教職課程委員会は、自己点検の結果を踏まえ、教育の質の向上・改善を図る。
- (2) 教職課程の運営の可視化のため、自己点検の結果(個人情報など公表に相応しくない箇所を除く)は、聖心女子大学公式 WEB サイトにて公開する。

以上